

銚子市地域包括支援センターの公募について(案)

1 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を担う機関である。

市では、高齢化が進み、高齢者の支援・相談体制の強化が急務となっていることから、平成28年10月1日から、市内3つの日常生活圏域に、委託型のセンターを1か所ずつ設置している。R2年4月1日からR5年3月31日まで（3年間）の委託期間が今年度、満了するため、令和5年度からセンターの設置及び運営を受託する法人を3つの日常生活圏域毎に募集する。

2 業務内容

(1) 包括的支援事業に関する業務（法第115条の45第2項）

ア 必須事業

(ア) 介護予防ケアマネジメントに関する業務（法第115条の45第1項第1号二）

(イ) 総合相談支援に関する業務（法第115条の45第2項第1号）

(ウ) 地域ケア個別会議の開催（法第115条の48）

(エ) 権利擁護に関する業務（法第115条の45第2項第2号）

(オ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務（法第115条の45第2項第3号）

イ 市と協力して実施する事業

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務（法第115条の45第2項第4号）

(イ) 認知症施策総合推進事業に関する業務（法第115条の45第2項第6号）

(ウ) 地域ケア会議推進事業に関する業務（法第115条の48）

(エ) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

(2) 指定介護予防支援事業に関する業務（法第8条の2第16項） 【必須事業】

(3) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号） 【市と協力して実施する事業】

(4) 地域支援事業の任意事業（法第115条の45第3項） 【市と協力して実施する事業】

(5) その他仕様書で定める業務

3 人員体制

原則として次の職員を各1名以上配置する。

(1) 保健師その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名

(3) 主任介護支援専門員 常勤かつ専従で1名

(4) (1) から (3) までのいずれかの者 常勤かつ専従で1名

(5) 事務職員（非常勤、(1) から (3) までの兼務を可とする。

(6) 管理者 (1) から (4) までのとの兼務を可とする)

【資格要件等について】

① 保健師その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「地域ケア、地域保健等に関する経験があり、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師」とされています。なお、この経験のある看護師には准看護師は含みません。

② 社会福祉士その他これに準ずる者

「その他これに準ずる者」とは、「福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」とされています。

4 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

5 応募資格

当該事業を応募することができる者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、かつ、対象圏域内にセンターを設置することができ、次のいずれかに該当する法人とする。

(1) 介護保険法に基づく指定を受け、事業所を運営している法人

(2) 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

(3) 高齢者の保健福祉に係る業務経験がある法人で、医療法人、社会福祉法人、その他市長が適当と認める法人

6 選定について

選定に当たっては、提出された関係書類に基づき、圏域毎にプレゼンテーション等を行い、選定基準により評価し、候補者を選定する。

応募が1者のみの場合も、同様に評価を行い、候補者を選定する。

なお、評価の結果、合計点が6割に満たない場合は、候補者なしとする。

7 選定方法

市が設置する選定委員会が、選定基準に基づき審査を行う。候補者の選定に当たっては、提出された応募書類やプレゼンテーション等により、各委員が選定基準に基づき評価を行い、それを基に、市が委託候補者として選定する。

8 今後のスケジュール

内 容	日 程
公示日（ホームページ掲載）	令和4年10月3日（月）
公募要項の配布	令和4年10月3日（月）から11月1日（火）まで
質疑受付	令和4年10月3日（月）から10月25日（火）まで
質疑回答	随時ホームページに掲載
公募説明会	令和4年10月11日（火）
応募書類の提出	令和4年10月11日（火）から11月1日（火）まで
プレゼンテーション	令和4年11月15日（火）
運営協議会による承認	令和4年11月24日（木）
候補者の決定通知	令和4年12月上旬
運営協議会による事業所指定	令和5年3月
センター開設日	令和5年4月1日（土）